

## 自衛隊法施行令の一部を改正する政令案参照条文 目次

- 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）（航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）及び航空法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十二号）による改正後のもの）・・・・・・・・・1
- 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）・・・・・・・・・1
- 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）（航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）及び航空法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十二号）による改正後のもの）・・・・・・・・・3

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）（航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）及び航空法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十二号）による改正後のもの）

（航空法等の適用除外）

第七十七条 航空法中第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第三十八条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十五条、第六十六条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第三十一条の二の五第四項及び第六項（これらの規定を同法第五十五条の二第三項及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条の二、第三十二条の五、第三十二条の八十五、第三十二条の八十六（第一項を除く。）から第三十二条の八十九まで並びに第三十四条第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機並びにその航空機に乗り組んで運航に従事する者及び同乗する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。

2 （略）

3 自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章及び第十一章（第一項の規定により適用を除外される規定を除く。）の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

4 航空法第六十条から第六十四条まで、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第二項、第八十二条の二、第八十四条第二項、第八十八条、第九十一条、第九十二条（第一項第三号に係る部分に限る。）、第三十二条の九十、第三十二条の九十一及び第三十二条の三第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた場合において、同法第七十九条から第八十一条までの規定は、第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた場合又は第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた場合において、同法第三十二条の三第一項の規定は、第八十二条の三第一項又は第三項の規定により措置を命ぜられた場合において、それぞれ政令で定めるところにより、自衛隊の航空機及び航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊の行う同法第三十二条の三第一項に規定する行為については適用しない。

5～8 （略）

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）

（航空法第六章の規定の特例）

第四十九条 自衛隊の使用する航空機（以下「自衛隊航空機」という。）及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章（法第七十七条第一項の規定により適用を除外される規定を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる航空法の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十三条	国土交通省令で定める量	防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める自衛隊の航空機については、これらの者が協議して定める量
第六十四条	国土交通省令	自衛隊法第七十八条第一項、第八十一条第二項、第八十二条、第八十二条の二若しくは第八十四条の規定による自衛隊の行動又は訓練のためやむを得ない必要があると認めて防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める場合のほか、国土交通省令
第七十六条第一項	国土交通省令で定めるところにより ただし、機長が報告することができないときは、当該航空機の使用者が報告しなければならない。	当該事故が自衛隊の使用する航空機について発生した航空事故（自衛隊の使用する航空機と自衛隊以外の者が使用する航空機との間に発生したものを除く。）である場合を除き、国土交通省令で定めるところにより ただし、機長の報告に代えて、防衛大臣がその旨の通報を行うことを妨げない。
第七十六条の二	国土交通省令で定めるところにより	当該国土交通省令で定める事態が自衛隊の使用する航空機について発生した事態（自衛隊の使用する航空機と自衛隊以外の者が使用する航空機との間に発生したものを除く。）である場合を除き、国土交通省令で定めるところにより
第七十九条ただし書	国土交通大臣の許可を受けた場合は、	離陸し、又は着陸しようとする場所が地上若しくは水上の人若しくは物件又は他の航空機に危険を及ぼすおそれがないと防衛大臣が認めたときは、
第八十四条第二項	国土交通省令で定める	防衛大臣が定める
第八十八条	国土交通省令で定める	防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める

（防衛出動時における航空法の適用除外）

第五百十条 法第七十六条第一項の規定により防衛出動を命ぜられた場合においては、防衛大臣が告示した区域及びその上空の空域において行動する自衛隊航空機については航空法第六十条から第六十四条まで、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条から第八十一条

まで、第八十二条第二項、第八十二条の二、第八十四条第二項、第八十八条、第九十一条及び第九十二条（第一項第三号に係る部分に限る。）の規定は、自衛隊の行う同法第三十四条の三第一項に規定する行為（当該上空の空域以外の空域にある同項の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）については同項の規定は、それぞれ適用しない。

2 防衛大臣は、法第七十六条第一項の規定により防衛出動を命ぜられた場合には、その旨及び前項の規定により告示しようとする区域を直ちに国土交通大臣に通報しなければならない。同条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一项後段の規定により部隊等が撤収を命ぜられた場合又は前項の規定により告示した区域を変更しようとする場合においても、同様とする。

○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）（航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）及び航空法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十二号）による改正後のもの）  
（飛行の方法）

第三十二条の八十六 無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならない。

一 アルコール又は薬物の影響により当該無人航空機の正常な飛行ができないおそれがある間において飛行させないこと。  
二 国土交通省令で定めるところにより、当該無人航空機が飛行に支障がないことその他飛行に必要な準備が整っていることを確認した後において飛行させること。

三 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するため、無人航空機をその周囲の状況に応じ地上に降下させることその他の国土交通省令で定める方法により飛行させること。

四 飛行上の必要がないのに高調音を発し、又は急降下し、その他他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと。  
255 （略）

（事故等の場合の措置）

第三十二条の九十 次に掲げる無人航空機に関する事故が発生した場合には、当該無人航空機を飛行させる者は、直ちに当該無人航空機の飛行を中止し、負傷者を救護することその他の危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。

一 無人航空機による人の死傷又は物件の損壊

二 航空機との衝突又は接触

三 その他国土交通省令で定める無人航空機に関する事故

2 前項各号に掲げる事故が発生した場合には、当該無人航空機を飛行させる者は、当該事故が発生した日時及び場所その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

第三百三十二条の九十一 無人航空機を飛行させる者は、飛行中航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めたとときその他前条第一項各号に掲げる事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態が発生したと認めたとときは、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。